

## 飼料用米の生産・利用拡大

【6, 296百万円】

### 対策のポイント

飼料用米の利用拡大のための保管・加工等に必要な機械のリース整備、配合飼料の供給体制の整備を支援します。

### <背景／課題>

- ・畜産物の生産コストに占める飼料費の割合は、酪農及び肉用牛生産で約4割、養豚及び養鶏で約6割となっており、飼料価格、特に濃厚飼料原料の大宗を占める輸入穀物の価格動向は、畜産経営に大きく影響します。
- ・このような中、我が国の畜産・酪農の競争力を強化するためには、増産が見込まれる飼料用米等の国産飼料原料の利用を拡大し、海外の飼料穀物価格の変動の影響を受けにくい国内の飼料基盤に立脚した畜産経営を確立していくことが重要です。

### 政策目標

飼料自給率の向上

### <主な内容>

#### 1. 飼料用米の利用拡大に向けた畜産機械リース事業 5, 938百万円

畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的な経営体（畜産農家、新規参入者、飼料生産受託組織）が行う飼料用米の保管・加工・給餌等に必要な機械のリース整備を支援します。

補助率：定額（事業実施主体へは1／2）  
交付先：（独）農畜産業振興機構  
事業実施主体：（独）農畜産業振興機構による公募

#### 2. 配合飼料供給体制整備促進事業 358百万円

##### （1）国産飼料原料を活用した配合飼料供給体制整備のための支援

国産飼料原料を活用した配合飼料の低コストかつ安定的な供給体制を構築するため、国産飼料原料供給業者や配合飼料工場等が連携し、国産飼料原料の利用拡大や流通・飼料製造コストの低減に資する配合飼料供給体制整備計画の策定や、低コスト流通モデルの普及啓発に向けた取組を支援します。

##### （2）設備導入等への支援

配合飼料供給整備計画に基づくバラ出荷設備（原料供給側）や受入・保管・加工設備（配合飼料工場側）の導入等を支援します。

補助率：定額、1／2以内、1／3以内  
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

|      |               |                |
|------|---------------|----------------|
| 1の事業 | 生産局畜産振興課      | (03-3502-5993) |
| 2の事業 | 生産局畜産振興課（畜産側） | (03-3591-6745) |
|      | 生産局穀物課（耕種側）   | (03-3502-5965) |

# 飼料用米の生産・利用拡大

## 飼料用米の利用拡大に向けた畜産機械リース事業

畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的な経営体（畜産農家、新規参入者、飼料生産受託組織）が行う飼料用米の保管・加工・給餌等に必要な機械のリース整備を支援します。（1／2以内補助）



米粉砕機



飼料保管タンク



自動給餌機



混合機

## 配合飼料供給体制整備促進事業

### 現 状

- 国産飼料原料は小口の流通が多く、紙袋やフレコンによる輸送が主流。
- 配合飼料工場では、受入にあたり、水分調整等の処理や、少量の副原料用搬入口から受け入れ。



### 課 題

- 小口で発生する原料を効率よく集荷し・運搬するなど、原料出荷者から配合飼料工場への低コスト出荷・運搬体制の構築により、輸送コストの低減が必要。
- 配合飼料工場での利用拡大に向け、受入、保管、加工設備等の導入により受入体制の強化が必要。

事業  
内容

関係者から成る協議会の組織、低コストかつ安定的な供給体制の構築を支援

### 協議会の主な取組内容

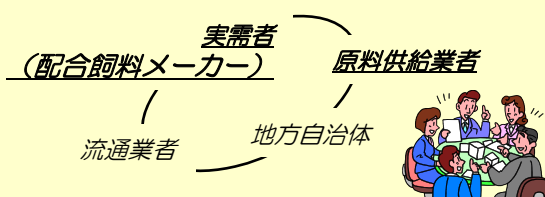
〔設備導入〕

※ 補助率：定額、1/2、1/3

- ① 配合飼料供給体制整備計画の策定  
国産飼料原料の供給利用拡大に加え、取組内容に応じ流通コスト低減・飼料製造コスト低減のいずれか又は両方
- ② 整備計画に基づく国産飼料原料の利用拡大、流通コスト低減の取組及び設備の導入
- ③ 取組のとりまとめ・検証、次年産の取組への反映等

### 協議会の構成（例）

※ 原料供給業者及び実需者の参画は必須



### 新たな供給モデル創出に向けた設備導入への支援

#### 原料供給段階

- 原料出荷設備（バラ出荷設備）の導入



#### 配合飼料工場段階

- 受入、保管、加工設備の導入



供給モデルを他地域へ波及

国産飼料原料を活用した配合飼料の供給体制を構築し、飼料基盤に立脚した畜産を実現

## 稲作農業の体質強化緊急対策事業

【20,004百万円】

### 対策のポイント

米価変動にも対応できるよう稲作農業の体質を強化するため、稲作農業者が取り組む生産コスト低減の取組等を支援します。

### <背景／課題>

- ・米価下落の中でも、営農を継続していくためには、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の着実な推進とあわせて省力栽培技術等の導入により、生産コストを低減するとともに、需要拡大等を推進し、稲作農業の体質強化を図ることが重要です。
- ・また、「日本再興戦略」や「農林水産業・地域の活力創造プラン」においては、今後10年間で、資材・流通面等で産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを現状全国平均比4割削減することとされています。
- ・このため、稲作農業者が取り組む生産コスト低減の取組を緊急的に支援するとともに、稲作産地の主体的な取組により需要に応じて生産・販売できる環境を整備することが必要です。

### 政策目標

担い手の米の生産コストを平成23年産全国平均から4割削減(平成35年度)

### <主な内容>

稲作農業者が、生産コスト低減計画を策定し、この計画に基づき行う取組（肥料・農薬代などの資材費の低減や育苗作業などの労働時間の短縮を図る取組、直播栽培、農業機械の共同利用）を支援します（資材費の低減や労働時間の短縮を図る取組の場合、1haで3万円、さらに1ha増える毎に2万円の助成等）。

また、産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、主食用米を長期計画的に販売する取組、輸出用向けや業務用向け等の販売促進等の取組、非主食用への販売の取組を実施する場合に支援します（値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外）。

補助率：定額、1／2以内  
事業実施主体：都道府県農業再生協議会等

[お問い合わせ先：生産局穀物課（03-3597-0191）]

# 稲作農業の体質強化緊急対策事業

## 取組主体

農地中間管理機構から  
農地を借り受ける農業者

認定農業者

認定新規就農者

集落営農

人・農地プランに  
位置づけられた  
地域の中心となる経営体

農業者が組織する団体

稲作農業者が米の生産コスト低減に向け、  
生産コスト低減計画を策定

計画に基づき生産コスト低減の取組を実施

### A 肥料・農薬代などの資材費の低減や育苗作業などの労働時間の短縮を図る取組を2つ以上実施

| 助成金額(万円) |            |              |
|----------|------------|--------------|
| 1ha未満    | 1ha以上2ha未満 | 2ha以上        |
| 2.0      | 3.0        | 1ha単位で2万円ずつ増 |

※:20ha以上は41万円に固定

### B 直播栽培の実施

| 助成金額(万円) |            |              |
|----------|------------|--------------|
| 1ha未満    | 1ha以上2ha未満 | 2ha以上        |
| 5.0      | 7.5        | 1ha単位で5万円ずつ増 |

※:20ha以上は102.5万円に固定

### C 農業機械の共同利用

| 助成金額(万円) |                 |                  |                  |        |
|----------|-----------------|------------------|------------------|--------|
| 7ha未満    | 7ha以上<br>10ha未満 | 10ha以上<br>15ha未満 | 15ha以上<br>20ha未満 | 20ha以上 |
| 25.0     | 42.5            | 62.5             | 87.5             | 125    |

※:集落営農又は農業者が組織する団体が対象

米価変動にも  
対応できるよう  
稲作農業の  
体質を強化

担い手の米の  
生産コストを平成  
23年産全国平均か  
ら4割削減  
(平成35年度)

このほか、需要に応じて販売できる環境を整備するため、産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、主食用米を長期計画的に販売する取組、輸出用向けや業務用向け等の販売促進等の取組、非主食用への販売の取組を実施する場合に支援。

## 人・農地問題解決加速化支援事業

【309百万円】

### 対策のポイント

平成27年産の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策：米価等が下落した際に収入を補てんする保険的制度）への加入に向けて、集落営農の組織化等を加速化させるための対策を実施します。

### <背景／課題>

ナラシ対策の交付対象者は、平成27年産から規模要件がなくなりますので、認定農業者、集落営農、認定新規就農者であれば加入することができます。単独で認定農業者になれない方は、集落営農の組織化により、ナラシ対策に加入していただく必要があります。

### 政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 平成27年産のナラシ対策に加入できるよう集落営農の組織化等を加速化

### <主な内容>

平成27年産のナラシ対策に加入できるよう集落営農の組織化及び集落営農・複数個別経営の法人化等の取組を促進するため、これに係る支援単価を以下のとおり引き上げます。

- ① 法人化等が確実であると市町村が認める集落営農を組織した場合
  - ・ 交付単価 20万円→30万円に引き上げ
- ② 集落営農や複数の個別経営で法人を設立し、かつ、その法人が認定農業者の認定を受けた場合
  - ・ 交付単価 40万円→50万円に引き上げ

（ 補助率：定額  
事業実施主体：市町村 ）

[お問い合わせ先：経営局経営政策課 （03-6744-0576）]

## 経営体育成支援事業

【5, 004百万円】

### 対策のポイント

地域の担い手への農地集積・集約化が円滑に進むよう、農地の受け手となる担い手の農業用機械等の導入を支援します。

### <背景／課題>

- ・ 現下の米価下落の中でも、農地を集積・集約化することにより、地域全体での農業の構造改革、効率的な農業経営の実現を加速化する必要があります。

### 政策目標

地域の中心となる経営体の育成

### <主な内容>

- ① 農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けた者や中心経営体が、経営規模の拡大に伴い、融資を受け農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援します。  
(農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けた者は、1経営体当たりの配分上限額を300万円から1,000万円に引上げ)
- ② 併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増しによる金融機関への債務保証(経営体の信用保証)を支援します。

補助率：融資残額(事業費の3/10以内)、定額  
事業実施主体：市町村

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-6744-2148)]

## 農地中間管理機構（農地集積バンク）の本格稼働 （機構集積協力金交付事業）

【20,029百万円】

### 対策のポイント

農地の中間受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化を支援します。

### <背景／課題>

- ・農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストを削減していく必要があります。

### 政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

### <主な内容>

- ① 農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けた地域、
- ② 農地中間管理機構に農地を貸付け、担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手

に対し、協力金を交付します。

#### [交付単価]

- ・地域集積協力金 貸付割合に応じて、2.0万円/10a～3.6万円/10a
- ・経営転換協力金 貸付面積に応じて、30万円/戸～70万円/戸
- ・耕作者集積協力金 2.0万円/10a

補助率：定額  
事業実施主体：都道府県（基金造成）

[お問い合わせ先：経営局農地政策課（03-6744-2151）]

# 農地の出し手に対する支援（機構集積協力金）

【平成26年度補正予算 20,029百万円】

## 地域に対する支援 （地域集積協力金）

### 1 交付対象者

市町村内の「地域」

※「地域」とは、集落など、外縁が明確である同一市町村内の区域のこと。

### 2 交付要件

「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること  
※毎年度一定時点で判断

### 3 交付単価

地域内の全農地面積のうち機構への貸付割合に応じた単価を機構への貸付面積に乗じた金額を交付（使い方は地域の判断）

2割超 5割以下：2.0万円/10a

5割超 8割以下：2.8万円/10a

8割超：3.6万円/10a

## 個々の出し手に対する支援

### 経営転換・リタイア する場合の支援 （経営転換協力金）

#### 1 交付対象者

機構に貸し付けることにより、

- ・経営転換する農業者
- ・リタイアする農業者
- ・農地の相続人

#### 2 交付要件

- ・全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、
- ・農地が機構から受け手に貸し付けられること  
(集落営農と特定農作業委託契約を10年以上締結した場合も対象)

#### 3 交付単価

0.5ha以下：30万円/戸

0.5ha超2ha以下：50万円/戸

2ha超：70万円/戸

### 農地の集積・集約化に 協力する場合の支援 （耕作者集積協力金）

#### 1 交付対象者

機構の借受農地等に隣接する農地(交付対象農地)を、

- ・自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者
- ・所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者

#### 2 交付要件

- ・交付対象農地を10年以上貸し付け、
- ・かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること

#### 3 交付単価

2.0万円/10a

## 施設園芸に係る燃油価格高騰緊急対策 (事業期限延長)

【(平成26年度期首残高) 31, 230百万円】

### 対策のポイント

燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、省エネルギー設備の導入及びセーフティネットの構築を支援します。

### <背景/課題>

- ・施設園芸は野菜等の供給にきわめて重要な役割を果たしていますが、近年、長期的な原油高や円安等の影響により燃油価格が高値で推移し、施設園芸農業者の安定的・継続的な経営が困難な状況となっています。
- ・このため、省エネ型経営構造への転換の支援により農業経営の体質強化を図りつつ、燃油価格高騰の影響を緩和するセーフティネットを構築し経営の安定を図ることが必要です。

### 政策目標

施設園芸分野における省エネ型の経営構造への転換  
(主要な施設園芸産地におけるA重油使用量を15%削減(平成29年度))

### <主な内容>

本事業については、燃油価格が高い水準で推移している状況を踏まえ、事業期限を平成27年度まで延長します。

施設園芸の産地において省エネルギー推進に関する計画を策定し、当該計画で燃油使用量の15%以上の削減に取り組む産地に対して以下の支援をします。

#### 1. 施設園芸省エネ設備のリース導入の支援

産地ぐるみの省エネルギー化を集中的かつ計画的に推進するため、農業者の初期投資の負担を大幅に軽減するリース方式により、ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備等の施設園芸省エネルギー設備の導入を支援します。

#### 2. 施設園芸セーフティネットの構築の支援〔拡充〕

農業者と国の拠出により、施設園芸用の燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援するとともに、茶を支援対象に追加します。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

|         |            |                |
|---------|------------|----------------|
| 1の事業    | 生産局農業環境対策課 | (03-3593-6495) |
| 2の事業のうち |            |                |
| 施設園芸    | 生産局園芸作物課   | (03-6738-7423) |
| 茶       | 生産局地域作物課   | (03-6744-2117) |

# 燃油価格高騰緊急対策

- 近年、**燃油価格が高水準**にあることから、経営費に占める燃料費の割合が大きい**施設園芸の経営を圧迫**。
- このため、省エネ推進計画を策定した産地に対して、ヒートポンプなど**省エネ設備のリース導入支援**により**燃油価格の影響を受けにくい経営構造への転換を推進**。
- 併せて、燃油価格が一定基準を上回った場合に補てん金を交付する**セーフティネットの構築を支援**。

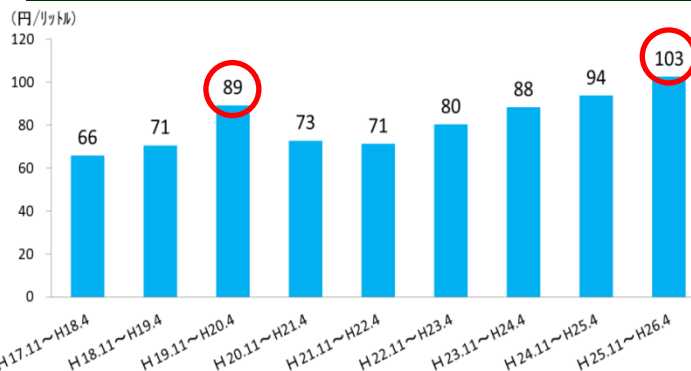
## 施設園芸における燃油価格高騰の影響

- 経営費に占める燃料費の割合は極めて高い。  
(漁業と同等に3割程度)
- 最近の燃油価格(加温期間の平均価格)は、平成20年高騰時の価格を上回る状況。

### 農業経営費に占める燃料費の割合

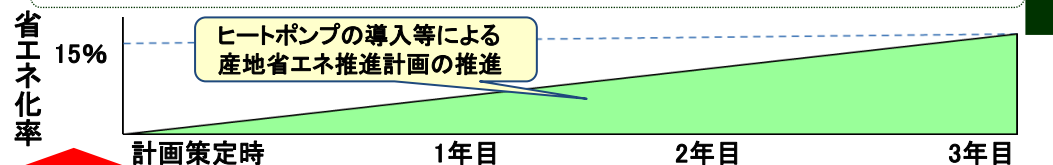
|     |         |     |
|-----|---------|-----|
| 農業  | ピーマン    | 32% |
|     | ばら      | 31% |
|     | マンゴー    | 44% |
| 漁業  | いか釣(沿岸) | 33% |
| 他産業 | タクシー    | 7%  |
|     | トラック    | 5%  |

### 施設園芸の加温期間(11月～4月)におけるA重油の平均価格



## 施設園芸産地において省エネ推進計画を策定

- 燃油使用量削減目標(▲15%以上)と目標達成に向けた取組を設定。



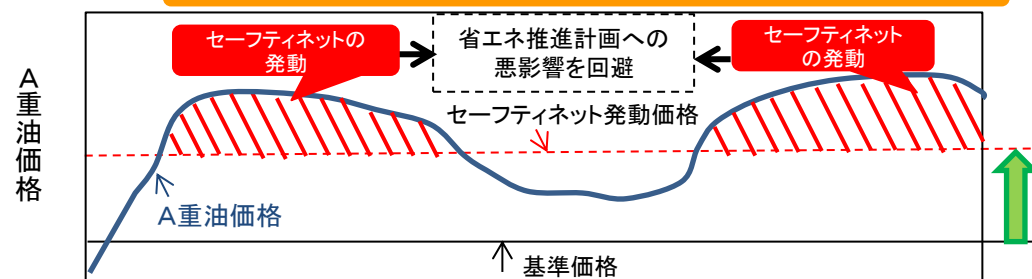
支援

### 施設園芸省エネ設備のリース導入の支援(補助率: 1/2以内※)

※リース料のうち物件購入価格の1/2以内



### 施設園芸セーフティネット構築の支援(補助率: 1/2)



※平成27年度より、茶をセーフティネット構築の支援対象に追加

燃油価格高騰緊急対策(県域協議会に基金を設置)

燃油価格の影響を受けにくい経営構造への転換

## 漁業の燃油価格等高騰対策

【22,000百万円】

### 対策のポイント

燃油・配合飼料価格の動向が不透明な中、燃油消費量を根本的に削減することによる経営の改善に意欲的に取り組む漁業者グループ等を対象に、省燃油活動及び省エネ型漁業用機器設備の導入を推進するとともに、価格高騰時に補填金を交付し、漁業・養殖業の安定と水産物の安定供給を図ります。

### <背景／課題>

- ・国民への水産物の安定供給を確保するためには、漁業経営の安定を実現していくことが必要です。
- ・近年、燃油・養殖用配合飼料価格の動向が漁業者の経営を不安定にさせていることから、価格高騰の影響を緩和するためのセーフティーネットの構築や省エネの推進、円安や燃油・養殖用配合飼料価格高に振り回されない省エネ環境対応型漁業に転換する取組の推進が必要です。

### 政策目標

漁業の燃油価格高騰対策参加漁業者による燃油使用量の10%削減

### <主な内容>

#### 1. 省燃油活動推進事業

8,014百万円

燃油コスト削減を図るため、漁業者グループが行う省燃油活動を支援します。

（補助率：定額（漁業者グループが行う省燃油活動の費用に対する助成率は定額、1／2以内）  
事業実施主体：一般社団法人 漁業経営安定化推進協会）

#### 2. 省エネ機器等導入推進事業

3,986百万円

漁業者グループが行うLED集魚灯等の省エネ型漁業用機器設備の導入に対して支援します。

（補助率：定額（漁業者グループが行う機器設備の導入費用に対する助成率は1／2以内）  
事業実施主体：一般社団法人 漁業経営安定化推進協会）

#### 3. 漁業経営セーフティーネット構築事業

10,000百万円

漁業者と国の拠出により、燃油価格や養殖用配合飼料価格が高騰したときに補填金を交付します（燃油については、原油価格が「漁業用燃油緊急特別対策」の発動ラインを超えた場合、国の負担割合を3／4に高めて支払います。）。

（補助率：定額  
事業実施主体：一般社団法人 漁業経営安定化推進協会）

# 漁業の燃油価格等高騰対策

【平成26年度補正予算 22,000百万円】

燃油・養殖用配合飼料価格の高止まりにも耐えうる「効率的な経営体質」への転換を図り、将来にわたって国民への水産物の安定供給を担える「持続的な漁業経営」の実現を支援。

## 1. 省燃油活動推進事業

【8,014百万円】

省エネに取り組む漁業者グループに対し、漁船の船底状態改善等の省燃油活動を支援

- ・補助対象：漁業者グループ
- ・補助率：定額（漁業者グループが行う省燃油活動の費用に対する助成率は定額、1/2以内）
- ・事業実施主体：一般社団法人 漁業経営安定化推進協会
- ・交付先：国 ⇒ 事業実施主体 ⇒ 漁業者グループ

## 2. 省エネ機器等導入推進事業

【3,986百万円】

省エネに取り組む漁業者グループに対し、LED集魚灯や省エネ型機器設備導入を支援

- ・補助対象：漁業者グループ
- ・補助率：定額（漁業者グループが行う機器設備の導入費用に対する助成率は1/2以内）
- ・事業実施主体：一般社団法人 漁業経営安定化推進協会
- ・交付先：国 ⇒ 事業実施主体 ⇒ 漁業者グループ

## 3. 漁業経営セーフティーネット構築事業

【10,000百万円】

原油価格・養殖用配合飼料価格が、「7中5平均値×100%」を超えた場合、超えた分を補填

- ・補助対象：漁業者・養殖業者
- ・補助率：定額
- ・事業実施主体：一般社団法人 漁業経営安定化推進協会
- ・交付先：国 ⇒ 事業実施主体 ⇒ 漁業者・養殖業者

### ○省燃油活動の例

漁船の燃費向上化（船底の状態改善）

清掃前



清掃後



約10%削減

### ○省エネ型漁業用機器設備の例

①LED集魚灯（サンマ向け）



約30%削減

②漁船用エンジン（船内機）



約10%削減

③漁船用エンジン（船外機）

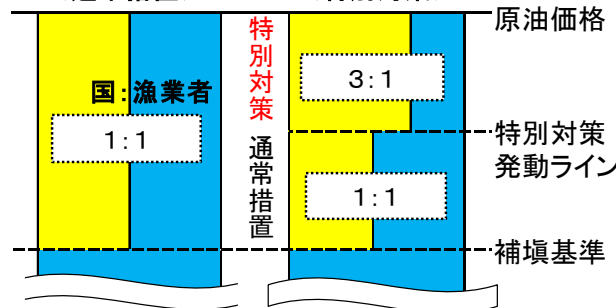


約5%削減

※下線部分は、省エネ型漁業用機器設備導入により見込まれる燃油使用量削減率の例

### ○漁業経営セーフティーネット構築事業

<通常措置> → <特別対策>



○ 燃油価格や養殖用配合飼料価格の高騰に備えて、漁業者と国又は養殖業者と国が資金を積立て

○ 燃油については原油価格、養殖用配合飼料については配合飼料価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、漁業者や養殖業者に対し、補填金を支払い（燃油については、原油価格が特別対策発動ラインを超えた場合、国の負担割合を3/4に高めて支払い）。

## 甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業

【2, 215百万円】

### 対策のポイント

さとうきびの増産をはじめとする甘味資源作物の生産安定化や生産性向上に向け、農業機械等のリース導入や不作からの回復基調を今後の着実な増産につなげていくための土づくり、防除等の取組を支援します。

### <背景／課題>

- ・さとうきび、てん菜等の甘味資源作物は、沖縄県、鹿児島県南西諸島、北海道畑作等における基幹作物であり、製糖工場等とともに地域経済を支える存在であることから、生産の省力化・効率化を進めるため、農業機械等のリース導入を支援して生産性を向上させ、地域経済の活性化を図ることが必要です。
- ・特に、さとうきびについては、不作からの回復基調を今後の着実な増産につなげていくため、土づくり、防除等の取組を支援することが必要です。

### 政策目標

- 沖縄県及び鹿児島県南西諸島のさとうきび生産を平年並の水準以上に増加（119万トン（25年産）→140万トン以上（27年産））
- 甘味資源作物生産に係る労働時間を10%以上削減

### <主な内容>

#### 1. 甘味資源作物機械等リース導入支援事業

さとうきび、てん菜、ばれいしょ及びかんしょの省力化や作業の共同化、労働力の外部化（コントラクター育成）等を進めるために必要となる農業機械等のリース導入を支援します。

補助率：物件相当額の1／2以内、  
リース料の6／10以内  
事業実施主体：生産者組織等

#### 2. さとうきび生産安定化等支援事業

さとうきびについて、不作からの回復基調を今後の着実な増産につなげていくため、土づくり、株出管理、防除等の取組を支援します。

補助率：定額、6／10以内、1／2以内  
事業実施主体：生産者組織等

[お問い合わせ先：生産局地域作物課（03-3501-3814）]

# 甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業

【平成26年度補正予算：2,215百万円】

- 台風常襲地帯の沖縄県、鹿児島県等や畑作輪作を展開する北海道の基幹作物である甘味資源作物について、農業機械等のリース導入を支援して生産性を向上させ、地域経済の活性化を図ることが必要。
- 特に、さとうきびについては、近年の不作からの回復基調を今後の着実な増産につなげていくため、土づくり、防除等の取組を支援する必要。

## 現状

### 1. 甘味資源作物の生産性

#### (1) さとうきび

零細規模の農家が多く、高齢化も進展  
→ 機械化一貫体系の確立が必要

#### (2) てん菜、ばれいしょ、かんしょ

重量作物であるため、長い労働時間が必要  
→ 労働力不足が深刻化

#### 投下労働時間

さとうきび 60h/10a  
てん菜 15h/10a  
ばれいしょ 9h/10a  
かんしょ 59h/10a

〔小麦 3h/10a  
大豆 9h/10a( )〕

参考：北海道畑輪作作物

#### ハーベスタ収穫率

|     | 平成7年  | 平成15年 | 平成25年 |
|-----|-------|-------|-------|
| 鹿児島 | 16.5% | 53.9% | 85.7% |
| 沖縄  | 22.3% | 37.0% | 55.8% |

### 2. 大型台風被害

台風被害の大きかった地域では、さとうきびの乱倒伏等による次年産の萌芽や初期生育への影響が懸念



台風被害状況

### 1. 農業機械等のリース導入

・さとうきび、てん菜、ばれいしょ及びかんしょの生産において省力化や作業の共同化、労働力の外部化(コントラクター育成)を進めるために必要となる農業機械等のリース導入を支援。

### 2. さとうきび生産安定化等対策

・さとうきびについて、不作からの回復基調を今後の着実な増産につなげていくため、土づくり、株出管理、防除等の取組を支援。



収穫(さとうきび)



植付け(てん菜)



植付け(種ばれいしょ)



植付け(かんしょ)



たい肥の投入



フェロモンチューブによる交信かく乱

(平成26年度補正予算)  
対策

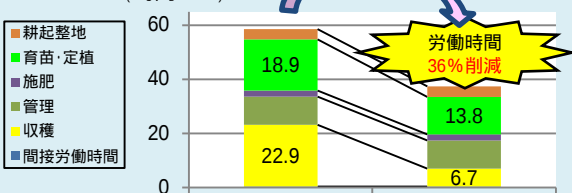
## 効果

【さとうきび、てん菜・ばれいしょ・かんしょ】

・省力化や作業の共同化、労働力の外部化により、労働時間が減少。

→ 労働力の確保、生産コストの低減が実現。

(時間/10a)



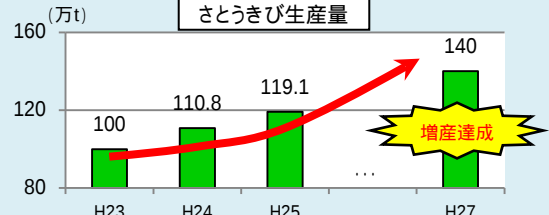
かんしょにおけるイメージ

【さとうきび】

・ハーベスタ等の導入による生産性向上や台風被害対策に取り組む

→ 生産量を平年水準以上に回復。地域経済も活性化。

さとうきび生産量



## 沖縄漁業安定基金事業

【1, 000百万円】

### 対策のポイント

沖縄県周辺海域において米軍訓練海域や米軍艦船等による影響を受けている沖縄県漁業者の経営安定のための総合的な取組を支援します。

### <背景／課題>

- ・ 沖縄県の周辺海域には広大な米軍訓練海域が設置され、米軍艦船の来航も多く、沖縄県の水産業の振興に大きな支障となっています。
- ・ このため、既存の沖縄漁業基金事業に基金の積増しを行い、漁業経営安定対策や漁業生産性向上対策などの漁業者負担軽減対策を総合的に実施する必要があります。

### 政策目標

米軍訓練海域及び米軍艦船等の影響を受けている漁業経営の安定

### <主な内容>

米軍訓練海域や米軍艦船等による影響を受けている沖縄県漁業者に対し、運転資金等の利子助成、漁業共済掛金補助等の漁業経営安定対策や浮魚礁の復旧、安全操業対策等の漁業生産性向上対策等を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：公益財団法人 沖縄県漁業振興基金

[お問い合わせ先：水産庁漁業調整課 (03-3502-8469)]

# 沖縄漁業安定基金事業

【平成26年度補正予算 1,000百万円】

広大な米軍訓練海域や米軍艦船等により影響を受けている沖縄県漁業者の経営安定のための総合的な漁業者負担軽減対策を支援。

補助対象：

- 漁業経営安定のための運転資金等の利子助成、漁業共済掛金補助等に要する経費
- 漁業生産性向上のための浮魚礁の復旧、安全操業対策に要する経費
- 漁獲量の変動に対応するための流通手法の開発や機材の支援に要する経費

国

補助金（補助率：定額）

事業主体：公益財団法人沖縄県漁業振興基金

- 基金の管理・運用
- 事業計画の承認及び指導・助言
- 事業計画に基づく事業実施にかかる経費の助成

事業費

事業実施者  
（漁協等）

- 事業計画の策定
- 事業計画に基づく事業実施

・ 運転資金等の利子助成、漁業共済掛金補助等の漁業経営安定対策



・ 浮魚礁の復旧、安全操業対策等の漁業生産性向上対策



・ 流通手法や機材の支援等の水産物流通加工対策

効果

- ・ 資源回復による漁場拡大
- ・ 漁業生産量の増加
- ・ 経営の安定

## 外国漁船操業対策

【3, 175百万円】

### 対策のポイント

我が国周辺海域における外国漁船の違法操業に適切に対応するため、漁業取締体制の強化等により、安全操業の確保等による漁業者の経営安定化を図ります。

### <背景／課題>

- ・外国漁船による違法操業は、水産資源管理の取組や我が国漁業者による円滑な漁場利用に対する大きな障害となっていることから、漁業取締体制を強化することが必要です。
- ・特に平成26年9月以降、小笠原諸島周辺海域に中国サンゴ船が入域する事態が発生し、我が国漁業者の操業に甚大な支障を与えていることに加え、宝石サンゴ資源の乱獲や海底環境の悪化が懸念されています。
- ・このような状況に対し、漁業取締体制の強化に加え、外国漁船の影響を受けている漁場の機能回復、被害救済への支援により、安全操業の確保等による漁業者の経営安定化が求められています。

### 政策目標

漁業取締りの強化等による水産資源の適切な保存及び管理の推進

### <主な内容>

1. 小笠原諸島周辺海域におけるサンゴ密漁対策 507百万円

(1) 小笠原諸島周辺海域における中国違法サンゴ船対策 100百万円

漁業者による中国サンゴ船の操業状況の調査・監視、中国サンゴ船による漁具被害からの救済等を支援します。

韓国・中国等外国漁船操業対策事業で実施

補助率：定額

事業実施主体：一般財団法人 日韓・日中協定対策漁業振興財団

(2) 小笠原諸島周辺海域における漁業取締体制の強化 275百万円

小笠原諸島周辺海域における中国サンゴ船に対する取締体制を強化するため、漁業取締船の運航体制の強化及び装備の充実を図ります。

(事業実施主体：国)

(3) 小笠原諸島周辺海域宝石サンゴ緊急対策事業 132百万円

宝石サンゴ資源等に関する調査を緊急的に実施し、中国サンゴ船の違法操業が宝石サンゴ資源及び海底環境等に与える影響を評価するとともに、宝石サンゴ資源の管理手法を検討します。

委託費  
委託先：民間団体等

2. 韓国・中国等外国漁船操業対策事業 2,600百万円

漁業者による外国漁船の投棄漁具等の回収・処分、外国漁船の操業状況の調査・監視等の外国漁船対策を支援します。

1 (1) の事業 (100百万円) を含む  
補助率：定額  
事業実施主体：一般財団法人 日韓・日中協定対策漁業振興財団

3. 船舶運航費 168百万円

官船・用船における漁業取締業務等の的確かつ円滑な執行を確保します。

事業実施主体：国

お問い合わせ先：  
1 (1)、2 の事業 水産庁漁業調整課 (03-3502-8469)  
1 (2)、3 の事業 水産庁管理課 (03-3502-0942)  
1 (3) の事業 水産庁漁場資源課 (03-3502-8487)

# 小笠原諸島周辺海域におけるサンゴ密漁対策

【平成26年度補正予算 507百万円】

小笠原諸島周辺海域における中国サンゴ船の違法操業により影響を受けている漁業者の経営を安定化。

## ＜現状＞

- ・平成26年9月以降、小笠原諸島周辺海域で多数の中国サンゴ船を確認(ピーク時(10月末)には200隻超)
- ・我が国漁業者の漁場を占拠するなど、操業に支障



【中国サンゴ船】



【宝石サンゴ】

## ①小笠原諸島周辺海域における中国違法サンゴ船対策 【100百万円】 (韓国・中国等外国漁船操業対策事業で実施)

漁業者による中国サンゴ船の操業状況の調査・監視、中国サンゴ船による漁具被害からの救済等を支援。



## ②小笠原諸島周辺海域における漁業取締体制の強化 【275百万円】

中国サンゴ船に対する取締体制を強化するため、漁業取締船の運航体制の強化及び装備の充実を図る。



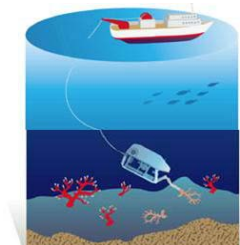
【着色弾】



【長距離音響発生装置】

## ③小笠原諸島周辺海域宝石サンゴ緊急対策事業 【132百万円】

宝石サンゴ資源等に関する調査を緊急的に実施し、中国のサンゴ船の違法操業が宝石サンゴ資源及び海底環境等と与える影響を評価するとともに、宝石サンゴ資源の管理手法を検討。



安全操業の確保等による経営の安定化

# 韓国・中国等外国漁船操業対策事業

【平成26年度補正予算 2,600百万円】

韓国・中国等の国・地域の漁船により影響を受けている漁場の機能回復や漁業者の経営安定・被害救済のための対策を支援。

補助対象：

- 1 外国漁船による投棄漁具の回収・処分に要する経費(用船借料や処分費等)等
- 2 緊急避泊する外国漁船の監視活動に要する経費(用船料等)等
- 3 外国漁船の操業状況調査・監視漁具・施設被害の復旧支援に要する経費(用船料等)等

※小笠原周辺水域における中国違法サンゴ漁船対策(100百万円)を含む。

国

補助金(補助率:定額)

事業主体:一般財団法人日韓・日中協定対策漁業振興財団

- 基金の管理・運用
- 事業計画の承認及び指導・助言
- 事業計画に基づく事業実施にかかる経費の助成

事業費

事業実施者  
(漁協等)

- 事業計画の策定
- 事業計画に基づく事業実施

## ○漁場機能回復管理協力

外国漁船の投棄漁具等の回収・処分等



韓国漁船等による  
投棄漁具

## ○漁業経営安定化支援

緊急避泊する外国漁船による被害を軽減するための監視活動等



## ○外国漁船被害救済支援

外国漁船の操業状況調査・監視、外国漁船による漁具・施設被害の復旧支援等



## 効果

- ・資源回復による漁場拡大
- ・漁業生産量の増加
- ・経営の安定

## 有害生物漁業被害防止総合対策事業

【100百万円】

### 対策のポイント

漁村地域の経済・雇用の基盤となる漁業・養殖業生産の維持・安定を図るため、トド、ザラボヤによる漁業被害対策を支援します。

### <背景／課題>

- ・日本海北部の沿岸においてトドによる漁業被害が深刻化しており、平成26年9月から採捕数の上限を年間約2百頭から約5百頭に見直したことを受け、来遊のピークとなる冬場に採捕数の増加分に対応した駆除活動が緊急に必要となっています。
- ・また、ホタテ貝養殖業に大きな被害を与えるザラボヤの被害が深刻化していることから、その被害拡大防止に向け駆除（処理）の取組を緊急に強化する必要があります。

### 政策目標

トド等の有害生物による漁業被害の抑制

（トドによる漁具被害を平成24年度被害額（5億3千万円）以下に抑制）

### <主な内容>

地域の漁業・養殖業に深刻な影響を及ぼすトド及びザラボヤの被害対策として、トドの採捕数の見直し増加に伴う駆除活動やザラボヤ被害拡大防止のための駆除（処理）について支援します。

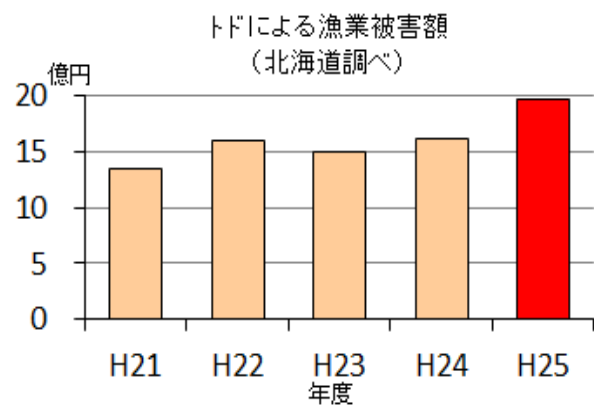
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：水産庁漁場資源課 （03-3502-8487）]

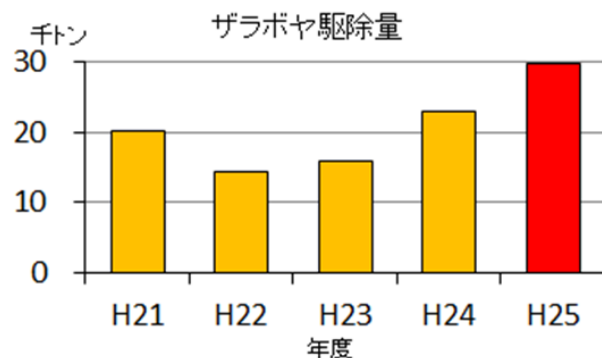
# 有害生物漁業被害防止総合対策事業

【平成26年度補正予算 100百万円】

冬季に被害が集中し、地域の水産業に深刻な影響を及ぼすトド及びザラボヤの被害対策として、トドの採捕数の見直し増加に伴う駆除活動やザラボヤ被害拡大防止のための駆除(処理)について支援。



※漁業被害額のうち漁具被害額は  
5.3億円(平成24年度及び25年度)



※有害生物漁業被害防止総合対策事業による処理量

トド



トドによる漁網  
の破損

年間の採捕頭数(トド)

従来

見直し後

206

516

ザラボヤ付着状況(北海道)



以下の事業  
による取組  
の強化を緊急に支援

①有害生物  
駆除事業

②有害生物  
陸上処理  
事業

補助対象:

役務費(用船料、ハンター  
傭人料、運搬・処理料等)、  
消耗品費(弾薬料等)、旅費  
等

補助率: 定額

事業実施主体: 民間団体

交付先:

国 ⇒ 民間団体

## 動物用ワクチン緊急時増産体制整備事業

【185百万円】

### 対策のポイント

動物用ワクチンの需要急増時の増産に必要な医薬品製造用真空凍結乾燥機の整備を支援します。

### <背景／課題>

- ・家畜の伝染性疾病が流行し、動物用ワクチンの需要が急増した場合に、ワクチン製造メーカーによる動物用ワクチンの供給が円滑に行われなければ、当該疾病が急速にまん延し、畜産物の安定供給に支障を生じる懸念があります。
- ・このような事態を未然に回避するため、製造メーカーの動物用ワクチンの増産体制を整備し、緊急時に必要となる動物用ワクチンを迅速、かつ、安定的に供給し、疾病の発生予防やまん延防止を行うことが必要です。

### 政策目標

緊急時における動物用ワクチンの安定供給の推進

### <主な内容>

豚流行性下痢（PED）等の動物用ワクチンの需要が急増する緊急時に備え、増産に必要な医薬品製造用真空凍結乾燥機の整備を支援します。

本事業により支援を受けた事業実施主体は、PED等の家畜の伝染性疾病の流行時等に、国が選定するワクチンを優先的に製造します。

補助率：1／2以内  
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）]

## 消費・安全対策交付金 (プラムポックスウイルス根絶対策事業)

【228百万円】

### 対策のポイント

プラムポックスウイルス（和名：ウメ輪紋ウイルス）について、平成26年度の調査によって各地で感染が確認されたことから、植物防疫法に基づく緊急防除を実施し、感染植物等の伐採を行います。

### <背景／課題>

- ・ウメやモモなどの重要病害であるプラムポックスウイルス（PPV）※について、平成26年度の全国調査の結果、一部地域で根絶が確認された一方、7都府県27市区町において感染植物が確認されました。特に、PPVの感染が広範囲に及ぶ大阪府及び兵庫県については、PPVのまん延防止及び早期根絶を図るため、感染植物等の伐採を迅速に進める必要があります。

※ プラムポックスウイルス（PPV）とは、和名をウメ輪紋ウイルスといい、ウメ、モモなどの果樹に感染し、果実が成熟前に落果するなどの経済的な被害を与えるおそれのある重要病害。

### 政策目標

国内におけるプラムポックスウイルスのまん延防止・早期根絶

### <主な内容>

緊急防除区域における、PPVのまん延防止・早期根絶を図るために必要な感染植物等の伐採・焼却に係る経費（補償費及び処分費）等を支援します。

交付率：10／10  
事業実施主体：大阪府、兵庫県

[お問い合わせ先：消費・安全局植物防疫課（03-3502-5976）]

# プラムポックスウイルス根絶対策事業

【平成26年度補正予算 消費・安全対策交付金 228百万円】

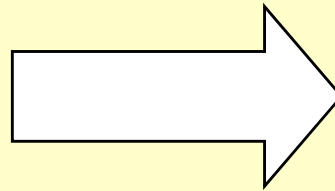
- ・ プラムポックスウイルス（PPV、和名：ウメ輪紋ウイルス）については、ウメやモモなどの国内の重要な果樹類に感染し、成熟前に果実が落ちるなどの甚大な農業被害を与える病原であり、我が国では、平成21年に初めて発生が確認され、農業生産のみならず、観光業や造園業などの地域経済に多大な影響。
- ・ 平成26年2月から9月に行われた全国的な調査の結果、一部地域で根絶が確認された一方、7都府県27市区町においてPPVの感染植物が確認されました。特に、PPVの感染が広範囲に及ぶ大阪府及び兵庫県については、国内におけるPPVの早期根絶を図るため感染植物等の伐採を迅速に進める必要。

## 緊急防除の実施

### PPVの感染確認



左：ウメの葉の症状  
右：モモの果実の症状（外国での例）



植物防疫法に基づく  
緊急防除

- ・ 感染のおそれがある植物の移動禁止
- ・ 感染植物等の処分（伐採・焼却）



左：ウメの苗生産園地  
右：感染植物の処分

## 国内におけるPPVのまん延防止・早期根絶に必要な支援を実施

### PPVの特徴

- ・ 被害植物：ウメ、モモ、スモモ等に広く感染
- ・ 被害：葉に退緑斑紋（一部の色落ち）や輪紋、果実が成熟前に落果して収穫量が減少、果実表面の斑紋による商品価値の低下
- ・ 感染経路：感染植物の移動、アブラムシの媒介
- ・ 防除方法：感染植物の処分（根絶）、感染植物の移動禁止（まん延防止）、アブラムシの防除（まん延防止）